

出雲市監査委員告示 第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成28年5月18日に、出雲市長から平成26年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年(2016) 6月 15日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 5 6 号

平成28年(2016)5月18日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成26年度定期監査に係る改善措置について（通知）

平成26年（2014）11月14日付け監査第91号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成26年度定期監査に対する改善措置の状況

通し番号	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	26	H26.11.14	監査第91号	定期監査	行政改革部・総合政策部・総務部	<p>1 国際交流事業補助金について</p> <p>この事業は、「国際化社会に対応したまちづくりを推進するために、出雲市民及び市内の団体等が実施する国際交流事業」に対し『出雲市国際交流事業補助金交付要綱』に基づき補助金を交付するものであり、平成25年度は、この要綱に基づき、「民間国際交流団体事業補助金」が8団体に、「青少年親善訪問事業補助金」が1団体に、「高校生海外体験学習事業補助金」が2名に交付された。</p> <p>「国際化社会に対応したまちづくりを推進するため」に様々な団体や、個人に補助金を交付することは評価するが、その際の補助金の決定方法や、補助金の端数処理の方法、また訪問を伴う事業での人選に改善すべき点が見受けられた。</p> <p>具体的には、「民間国際交流団体事業補助金」を交付した団体の内、交付申請時のこの事業に係る経費所要額(予算額)と実績報告時の経費精算額が相違しているものが見受けられ、『出雲市補助金交付規則』第10条第1項各号に定められた補助事業等に要する予算の変更をするときや、その事業内容を変更するとき等に受けなければならない市長の承認が行われていないものがあつたようであった。今後、同規則第10条第1項ただし書き「市長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。」に基づき、軽微な変更について具体的に要綱中に明記されたい。あわせて、申請団体や市担当課の事務手続きを軽減するために、『出雲市補助金等交付規則』第19条に規定された「補助金等の交付手続の特例」についても検討されたい。</p> <p>また、補助金により、端数処理方法が異なっており、千円未満の端数を切り捨てたものや、1円単位までの額を補助金確定額としたものが見受けられた。今後、このような補助金額確定時の端数処理方法のばらつきをなくすためにも、この機会に補助金額の端数処理方法についても、明文化されたい。</p> <p>この度の監査対象とした補助金の中には、その交付申請から補助金額の確定に至るまでの手続が煩雑なものも見受けられたことも事実ではあるが、すべて「公金」からの支出であることを念頭に置き、補助金の交付申請があつたときは、その交付決定や補助金等の額の確定を行うにあたり、『出雲市補助金等交付規則』第5条(交付の決定)および第12条(補助金等の額の確定)に則した慎重な審査および調査等を行ったうえで補助金交付をされたい。</p> <p>次に、訪問を伴う事業での人選についてであるが、例えば「青少年親善訪問事業補助金」は、その対象者を要綱で「出雲市内に住所を有する小学生、中学生及び高校生」と規定しているが、平成21年度以降で、この補助金による訪問を行った者は中学生のみであった。今後の国際化社会に対応する人材を育てるためには、早い時期からの海外訪問経験は非常に有益であると思われるので、その人選方法について検討されたい。</p>	<p>出雲市補助金等交付規則第10条第1項ただし書きに規定する軽微な変更の具体的な内容について、「補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の変更又は補助対象事業の経費の総額の20パーセント以内の減額の変更」とし、国際交流事業補助金交付要綱第9条に明記しました。</p> <p>申請団体や市担当課の事務手続きを軽減するための、『出雲市補助金等交付規則』第19条に規定された「補助金等の交付手続の特例」については、市全体として今後の検討課題であると考えます。</p> <p>補助金額の端数処理方法については、千円未満を切り捨てる規定がないため、円単位に統一しています。</p> <p>交付決定や補助金等の額の確定にあたっては、複数の担当者による慎重な審査及び調査等を行った上で補助金交付事務処理を行うこととしています。</p> <p>今後の国際化社会に対応する人材を育てるためには、早い時期からの海外訪問経験は非常に有益なことです。このため、「青少年親善訪問事業補助金」は、小学生、中学生、高校生を対象としています。その一方で、市内に小学生を対象とした事業を実施する民間国際交流団体は少なくなっています。しかし、平成27年度は、市内民間国際交流団体が小学生も含めた事業を実施しています。市としては、引き続きこの補助金制度について小学生も対象である旨も含めて広く周知に努めます。</p>	総合政策部	政策企画課
2	26	H26.11.14	監査第91号	定期監査	行政改革部・総合政策部・総務部	<p>2 出雲国際交流会館宿泊研修棟(出雲アカデミーロジ)について</p> <p>この宿泊研修棟は、市内の民間業者によって平成8年に建築され、平成17年度までは、この民間業者により運営されていたが、平成18年度より「市として青少年健全育成を進めるなかで、宿泊研修棟は、会議のできる交流棟が隣接し、周囲にスポーツ施設がある恵まれた環境にある宿泊施設であり、芸術文化スポーツ活動、青少年健全育成活動の場としても、市として活用する」ため、この民間業者より賃貸借しているとのことであるが、この理由によりこの研修棟に年額約970万円もの賃借料を支払っているのであれば、様々な疑問が生じる。</p> <p>まず、この施設は、その設置及び管理に関する条例によると「市民の国際化・情報化に向けた教養知識等を高めるための研修や、外国人との交流及び芸術文化・スポーツ活動並びに青少年健全育成の場」として設置されているが、この宿泊研修棟を賃貸借した理由に「市民の国際化・情報化に向けた教養知識等を高めるための研修や、外国人との交流」といった目的が挙げられていない点である。次に、この建物の賃借料を市が支出するようになったのは、平成18年度からであるが、平成25年度においても契約当初の賃借料と同額の賃借料が毎年度支出されている点、さらには、この建物の所在する土地は市所有であるにもかかわらず、この市有地利用に関する書面が作成されていない点である。</p> <p>出雲市国際交流会館は、その交流棟はもとより、この度の定期監査でとりあげた宿泊研修棟を含め、出雲市議会の行財政改革特別委員会において「売却、無償譲渡を検討」する施設とされている状況もあるので、宿泊研修棟の賃借料や維持管理のあり方について早急に見直されたい。あわせて、宿泊研修棟の所在する土地等について、『不動産登記法』に基づく適正な手続きが行われていない点が見受けられたので、早急に法的な手続きを行われたい。</p>	<p>宿泊研修棟を賃借する理由に「市民の国際化・情報化に向けた教養知識等を高めるための研修や、外国人との交流」と言う理由は欠かせないものであり、平成28年度契約から適正な理由に改めます。</p> <p>平成25年度においても契約当初の賃借料と同額の賃借料が毎年度支出されている点については、その賃借料算定方法が、賃借する建物の年間の目減り分『宿泊研修棟の不動産鑑定価格×償却率』を一つの目安として、賃借相手との協議、交渉を行って最終的に決定しているため、結果として同額となっています。</p> <p>賃借している宿泊棟の土地は市所有地ですが、この宿泊棟施設を「出雲国際交流会館の設置及び管理に関する条例第2条」に位置づけ、市が行政としての目的のために使用しているため、市有地利用に関する書面は作成していません。</p> <p>宿泊研修棟に所在する土地について、『不動産登記法』に基づく適正な手続き(地目変更)については、平成27年12月4日に地目変更の処理を行いました。(平成町2320番地45、平成町2321番地6)</p>	総合政策部	政策企画課
3	26	H26.11.14	監査第91号	定期監査	行政改革部・総合政策部・総務部	<p>1 コミュニティ活動促進事業(町内会加入促進)について</p> <p>町内会は、安心、安全で元気なまちづくりへ不可欠な組織だが、加入率の低下が懸念されていることから、加入率増加に向けての取り組み状況を確認した。自治協会と連携し「加入促進マニュアル」を作成していることや「コミュニティづくり支援補助金」の交付などの取り組みが行われており、その結果、一部で加入率が増となった地区もあることは評価したい。なかなか全体の数字としては成果が表れないが、今後も真摯に「加入促進マニュアル」に掲げられている『行政の役割』を実行されたい。また、近年世帯数が増加し、賃貸物件等が多い地区の中でも加入率に大きな差異が見られるので、その要因を分析されることや他市の先進的な取り組み事例も参考とし、加入率増加につながる一層取り組みられたい。</p> <p>※行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知(広報、ホームページ、パンフレットなど) ・住民窓口における町内会加入の働きかけ ・建築確認申請時における町内会加入の働きかけ ・地域の加入促進活動への職員随時、説明 ・市職員自らの地域の町内会活動への積極的参加 ・島根県や国または関係機関への協力依頼 	<p>昨年の市議会3月定例会において、住民相互の連帯感の一層の醸成と安心で安全な地域コミュニティの実現を目的に、議員提案による「出雲市自治会等応援条例」が制定されました。市としては、この条例に明記されている基本理念や関係主体の責務や役割について周知し、共有していくことが重要であると考え、平成27年度は、このことに重点を置き、広報やホームページなど情報発信により啓発を図ってまいりました。</p> <p>また、市と自治会連合会主催(共催：市議会・宅建センター、後援：島根県)で「出雲市地域づくりシンポジウム」を開催し、基調講演やアパートやマンション等を抱える人口増加地域や高齢化の進む人口減少地域からの問題提起、意見交換を通じて、条例の趣旨や今後の地域コミュニティのあり方、取組について現実的なものとして関係主体で共有することができました。</p> <p>例年異動の多い年度末に向けて、ふるさと生活情報コーナーを設置し、転入者に対し自治会等の意義や役割を啓発したり相談を受けていますが、27年度はこの取組に加え、啓発チラシを新聞折込することで加入促進に向けた情報発信を行っていくこととしています。</p> <p>コミュニティづくり支援補助などを地域の加入促進に向けた取組支援も継続的に実施しました。また、職員の自治会加入実態調査も行っており、応援条例の理念や市の責務について引き続き啓発していくこととしています。</p>	総合政策部	自治振興課

平成26年度定期監査に対する改善措置の状況

通し 番号	監査 実施 年度	監査通知 年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
4	26	H26.11.14	監査第91号	定期監査	行政改革部・総合政策部・総務部	<p>2 集落支援事業(集落応援隊)について 集落応援隊(ボランティア)の派遣は、対象集落の方にとって今後も必要とされる事業と解するが、人員確保の問題、関係機関との調整、作業内容の高度化など様々な課題があり、ボランティア登録団体数も伸び悩んでいる。今後も事業を実施していくためには、登録団体の拡充が必要であることは認識されているので、登録増に向けた有効な方策について更なる検討を加えられたい。併せて、危険を伴う作業は業務委託とするなど適切な対応を要請する。 なお、出雲市職員共済会も登録団体として毎回参加しているが、自治振興課職員が中心となっているので、広く多数の職員の参加を期待したい。</p>	<p>平成27年度の集落応援隊の活動は、佐田地域6回、多伎地域2回、出雲南部3回の計11回実施し、ほぼ昨年並み(H26:10回)でした。ボランティア登録も新たに団体で1団体、個人で2人拡充し、また、職員共済会等へも直接呼びかけるなど204名の参加をいただき実施することができました(H26より参加者32名増加)。また、高所作業など危険を伴う作業については、業者に委託する等、地元やボランティア、業者と調整を図りながら実施しました。今後も、ボランティア参加が増加していくよう積極的に呼びかけていくこととしています。</p>	総合政策部	自治振興課
5	26	H26.11.14	監査第91号	定期監査	行政改革部・総合政策部・総務部	<p>出雲生活バスサービス事業について 廃止路線等代替バス委託料については、旧市町における選定委員会で決定された事業者との随意契約が前提となっており、選定委員会に提出された見積りをベースとして算定され、その後は事業者との協議により積算の補正がされている。 前年度実績に基づく算定では、前述の算定方法と比較すると経費の高騰があるということであり、経費節減に繋がるベターな方法によることは必要なことである。 ケースバイケースはあろうと思うが、路線によっては前年度実績に基づいて算定されているところや、平成24、25年度、精算時に200万円前後の変更増が生じている路線もあるので、設計手法については検証しながら進めてもらいたい。 また、廃止路線等代替バス事業については、生活面での利用が減少しているということであるが、交通弱者の利便を確保するという行政が担う役割があり、コスト論も含め総合的に検討し進める必要がある。平成23年度に答申された「出雲市公共交通システムのあり方」に基づき、地域の運行協議会等の意見を踏まえて、路線によってはデマンド型の運行に切り替えるなど努力されている状況は理解できた。当該事業の委託経費も約5,000万円であり、今後も引き続き、費用対効果の検証、利用者のニーズ把握の上、実態に即した運行事業遂行に努められたい。</p>	<p>廃止路線等代替バスの運行委託について、これまで路線によって委託料の設計手法が異なっていましたが、平成28年度契約から統一するよう見直しを行いました。</p>	総合政策部	交通政策課